

奈良県営水道企業管理規程第一号

水道局  
出先機関  
各課

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月二十日

奈良県知事 荒井正吾

附則第三項及び第四項中「平成二十五年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。